



鈴亀構想区域において提出された
医療機器の共同利用計画書について

医療機器の共同利用計画書について

- 医療法の改正により、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画に定める事項として、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加され、三重県においても、外来医療に係る医療提供体制の確保を適切に推進するため、令和2年3月に「外来医療計画」を策定しました。

この医療計画では、医療機器の効率的な活用に資するように、各医療機関において医療機器の新規購入や更新に際し、共同利用に関する意向を確認するため、「共同利用計画書」の作成・提出を求め、協議の場において確認することとしています。

対象となる医療機関

- 令和4年6月1日以降に対象医療機器を設置・更新（リースを含む）した病院および診療所（歯科診療所を除く）

対象となる医療機器

- ①CT ②MRI ③PET（PET-CT含む）
- ④マンモグラフィ ⑤放射線治療装置（リニアックおよびガンマナイフ）

今回報告する共同利用計画書について

- 令和4年6月1日から令和5年3月31日に提出のあった共同利用計画書
※令和5年4月1日以降に提出のあった共同利用計画書については、令和6年度に報告予定

共同利用を行う医療機器

該当の医療機器なし

共同利用を行わない医療機器

病院・診療所	対象機器	共同利用を行わない理由
診療所	マルチスライスCT（16列以上64列未満）	職員が少なく受入対応が困難なため

(参考) 三重県外来医療計画 (抜粋)

②医療機器の共同利用の方針

医療機器の現状をふまえ、本県における医療機器の共同利用（連携先の病院または診療所から紹介された患者への利用を含む。）の方針は、次のとおりとします。

【医療機器の共同利用の方針】

- 対象とする医療機器※の共同利用については、医療機器を有する医療機関に対しての患者紹介を中心とし、今後も効率的な活用に取り組む。
- 対象とする医療機器を医療機関が購入する場合は、当該医療機器の共同利用に関する意向を確認し、共同利用を行う場合は、共同利用計画書の提出を求め、協議の場において確認を行う。

※CT（全てのマルチスライスCT およびマルチスライスCT 以外のCT）、MRI（1.5 テスラ未満、1.5 テスラ以上3.0 テスラ未満および3.0 テスラ以上のMRI）、PET（PET およびPET-CT）、放射線治療（リニアックおよびガンマナイフ）並びにマンモグラフィ

(3) 共同利用計画の記載事項と確認のためのプロセス

共同利用の対象となる医療機器の新規購入者から提出された医療機器の共同医療計画について、協議の場においてその内容を確認します。また、購入者が共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について確認することとします。

なお、協議の場における確認は、医療機器の新規購入にあたり共同利用の可否について確認するものであり、機器の購入を規制するものではありません。

また、協議の場における確認が、医療機器の新規購入者に不利益を与えることがないよう十分な配慮を行うこととします。対象となる医療機器の購入者に提出を求める共同利用計画の記載内容については、次のとおりとします。

【共同利用計画の記載事項】

- ①共同利用の相手方となる医療機関
- ②共同利用の対象とする医療機器
- ③保守、整備等の実施に関する方針
- ④画像撮影等の検査機器については画像情報および画像診断情報の提供に関する方針